

信濃教育界に於ける森鷗外

——〈川井訓導事件〉の波紋——

要旨

大正十三年（一九二四）九月五日、松本女子師範学校附属小学校（現信州大学教育学部附属松本小学校）では、川井清一郎訓導（現在の教諭）が森鷗外の『護持院ヶ原の敵討』を教材にして、四年生の「修身」の授業を行っていた。川井訓導は「児童に与えられる教材は、一面には彼らの心意の發達、特に道徳意識の發達に応ずるものであるとともに……感動あるものでなければならぬ」（「信濃教育」^{（大正13年10月）}掲載の『修身の取扱ひについて』）と考え、「現行修身書に応じ、これを生かさんが為めの一案」（同）として補助教材を使用した。

折からこの授業を参観した文部省視学委員樋口長市東京高師教授や県の教育行政担当者一行が、国定教科書を使用しないのは国法違犯であるという理由で、生徒の面前で川井訓導を詰問し、後の講評の席で批難攻撃してやまなかつた。若き教師川井氏は休職処分となり、遂に退職せざるをえなくなる。これが教育史上〈川井訓導事件〉と呼ばれているものである。

この事件は国の文教政策としての「教育の新主義」の弾圧に呼応して、大正中期以降の信濃教育界に漲る信州白権派の自由主義教育を県当局は〈氣分教育〉と決めつけ排除に動き、視学委員の視察を要請した。最初から意図を持った視察の見せしめとして、川井訓導は処分される。信濃教育会は〈師道の擁護と教権の確立〉のために戦っていく。

山崎一穎

川井訓導を休職、退職に追い込んでいくジャーナリズムの動向が、従来無視されて来た。本稿ではここに重点を置いて〈川井訓導事件〉を追求する。さらに、この事件の波紋を森鷗外に焦点を当てて見ると、何が見えてくるのか。この新視点から分析してみたのが本稿である。中世文学者、国語教育学者の西尾実氏に、何故森鷗外の作品研究があるのか。京都帝大の哲学科を卒業して、信州の教育界に身を置いた唐木順三氏が、「鷗外の精神」を執筆する土壤は奈辺にあるのか。信濃教育界に於ける森鷗外の系譜を川井清一郎氏、西尾実氏、唐木順三氏と辿ったのが本論である。

(序)

の研究—文芸作品研究例説』（昭和23年3月10日、鮎沢書店）と『研究鷗外の歴史小説』（昭和28年10月2日、古今書院）の二冊の著書がある。西尾実氏にとつてなぜ鷗外なのか。

大正十三年（一九二四）九月五日、松本女子師範学校（現信州大学教育学部）の附属小学校訓導川井清一郎氏が修身の授業に於いて、補助教材として森鷗外の『護持院ヶ原の敵討』を使用した。折から同校を視察に訪れた文部省視学官（樋口長市東京高等師範学校教授）並びに畠山学務課長ら県教育行政担当者一行が川井訓導の授業を問題にし、児童の面前で批難攻撃するという事件が起きた。川井訓導は休職を命ぜられ、遂に退職に追い込まれていく。

この事件が起るや信濃教育会は臨時大会を開き、師道の擁護と教権の確立を訴え、県教育行政担当者を追求する。これが教育史上「川井訓導事件」と呼ばれ、信濃教育界にとつて不幸な事件であった。今日、この「川井訓導事件」は、ほぼ全貌が明らかになつてゐる。「ほぼ」と条件を付けたのは、事件を取り巻くジャーナリズムの動きが十分検討されていないからである。本論考ではまずこの点を明らかにすることから始めたい。

次に川井訓導事件の波紋について言及する。当然のことながら教育史関係論文は、信濃教育界の試練と抵抗という以後の教育現場に起る事件に位置付けていく。川井事件が起るや信濃教育会発行の雑誌「信濃教育」で川井氏擁護の論陣を張るのは、編集主任の西尾実氏である。今日中世文学者、国語教育学者としての西尾氏の当時の発言は、一国語教師を越えて教育者としての高い見識を示している。西尾実氏に『鷗外作品

さらに唐木順三氏に『鷗外の精神』（昭和十八年九月十日、筑摩書房）がある。西尾実氏も唐木順三氏も長野県生まれである。私はこの二人が鷗外に傾倒していつた動機は、「川井訓導事件」にあるのではないかと思つてゐる。本論考の眼目は「川井訓導事件」を踏まえて、その余波を西尾実氏、唐木順三氏へという仮説を立てて見ることにある。

(一)

大正十三年（一九二四）九月五日、松本女子師範附属小学校の川井清一郎訓導の修身の授業を參觀した文部省視学官並びに県行政当局の講評に関して、地元の松本から発行されている「信濃民報」が、九月七日（第八一五九号、二面）付で大々的に報道した。従来この「信濃民報」は教育史の資料として無視されてきた。恐らく「信濃毎日新聞」に比較して報道の公平さを欠く点から切り捨てられてきたのであろう。さらに、閲覧が困難な所から教育関係論文では、民報を踏まえた川井訓導の発言の孫引きに終始している。管見に入る限り「信濃民報」に注目しているのは、有賀義人氏である。有賀氏は「今までの研究で事件「川井訓導事件」の全容は一応わかつてはいますが、地元の日刊新聞『信濃民報』の記事が殆ど利用されていませんので、それらの記事を通せば若干ニュアンスの違う点も出るようになります」と記し、論述の中に若干引用し

ている。

私は大正十三年度分を閲覧して、その重要性を認識した。報道が公平さを欠こうが、誤謬があるうが、一人の人間を退職に追い込んでいく背後の政治的動きに筆の煽動は力を貸している。このジャーナリズムの力は見逃し難い。それ故に、九月七日付の「信濃毎日新聞」の記事⁽²⁾と重複する部分も多いが、あえて九月七日付の「信濃民報」の全文を掲載する。むしろ、「信濃毎日新聞」と比較して、行政側の本音がよく出ていている。

今回の視察で暴露した

女師附属の大事件

- 修身教授を五ヶ月もやらぬ

畠山学務課長手厳しく詰問す

既記の如く東京高等師範学校教授樋口長市氏及畠山本県学務課長並に道田県視学の一行は昨五日午前九時より松本女子師範附属小学校の実地授業を視察したる處第三時間目なる河合^(ママ、川井)訓導の尋常科第四学年の修身科授業に端しなくも教育問題に関し一大事件を発見するに至つた、即ち右時間に河合訓導は国定教科書に毫も関係無き森鷗外氏の作「護持の讐」を物語り四十五分の授業時間を之れにて終へ児童は退場させんとするや畠山学務課長は一寸質問があるからとて児童の退場を止め児童を検せしに修身教科書を持参する者四十名

中五名あるのみを発見した、又同課長は児童に向ひ「第何課迄学びしか」と尋ねしに児童一同は「修身の時間は何時もお話がある計り

で教科書については「一課も学びません」と答へたので視察員一同は実に呆然たるを得なかつた尚同課長は河合氏に向ひ斯くの如く副教科書を用ひる理由を質問した処池原主事が代つて「教授に付いての批評及責任者の答弁等は別室に於いて行ふべく準備もあり且つ又此處には児童も居る事ですから質問に対しては別室で於願ひ度し」と述べ之にて児童を退場させ別室なる唱歌室に於いて正午十二時より教授に対する批評及責任者の答弁を行つた、劈頭河合氏は立ち「私の副教科書を用ひたのは準備的補充教材であります」と答へたので畠山課長は「大正十三年度の新学期が開始されてから今日迄五ヶ月以上にもなり此の長期間を補充教材を用ふるとは理由が立たぬ然も先般副教科書の使用は大体に於いて厳禁してあるはずである。尚此の「護持の讐」に対し何程の自信があるか其辺の意見をお尋ねする」と短く質問したので山松校長が河合氏に代つて立ち「斯の如く国定教科書を使用せず副教科書のみを用ふる教員の当校にあるのは私の不徳の致す処である」云々と述べ一身に責任を引受け此の際一大改革をなすべく発表して此問題は一段落を告げ、第一時及二時の実地授業に対して樋口氏より講評があつた

- 其不統一に驚く

女師附属問題に対する

樋口視察員の批評

松本女子師範学校に於ける右の問題につき樋口視察員ら語る「河合氏の副教科書を使用したのは教育行政に関する事で之に対して行政

官のある事なれば私が此際是非を論ずる必要がない、然し河合氏の意見其ものに対しても全く驚くの外ない、私の見た附属小学校は教員間の統一を欠いて居り又学校の緊張を欠いて居ると断ぜざるを得ない、即ち私が授業中に廊下を三、四度往来し各教室の授業振りを

云々

教育界の 一大事

員間に統一を欠いて居り又学校の緊張を欠いて居ると断ぜざるを得ない、即ち私が授業中に廊下を三、四度往来し各教室の授業振りを

視察したが其の折一、二の教室では児童に自由画を課し職員は豆本を読んで居た、又教生の二、三名は廊下で児童とふざけて居た、其外批評授業の事とて他の授業を参観して居る者もあれば、教室に或は教員室に居た者もあり、實に不統一なものである」云々

此の機に於いて

根本的大改革

山松女子師範学校長談

河合訓導の教授問題に付き山松女子師範学校長は語る「先般県当局より副教科書の使用を大体厳禁して来た折学校では附属主事にそれを複写させ職員全部に配附し私も一同に二、三度注意したが其趣意が徹底せざる結果が今猶副教科書を使用する者のある事は私とて実に面目ない次第であつて監督の位置にある私にも十分責任のある事で県当局からの指揮のある迄は之については詳細□御話は致し兼るが一口発表の出来るのは根本的に学校内部の大改革をなすべき時機が來たことである、先日私は上、下伊那地方の各小学校を視察したが其の折りにも今度当校に於て暴露したやうな誤った教授方法を用ふる学校のあつたのを二、三ヶ所見受けた、彼やこれやを綜合すると長野県下の小学教授に一大改革をなすべき必要があると思ふ」

云々

道田県視学談

右の副教科書使用問題に付き道田県視学は又語る「全く驚くの外はないまことに教育界の一大事である公然社会に発表する迄は河合訓導及学校の監督等に対する処分の程度並に私の考へをお話しする事は出来ない、實に私は県下の小学校教員は今少しく眞面目に授業して居る事と思つてゐた」云々

(二)

この川井訓導の修身の授業が批判の対象となつたのは、山松鶴吉校長の談話にある如く、先頃県当局が厳禁した副教科書を使用した所にある。県の通達が無視された所に、当局の怒りが集中したのである。大正十三年五月十四日、文部次官より各地方長官宛に「近來小学校ニ於テ教科書ノ解説書若クハ教科書類似ノ図書ヲ副教科書又ハ参考書ト称シテ使用セシムル向有之ヤノ趣右ハ教育上尠カラザル弊害ヲ來スモノト存ゼラル、ニ付嚴重ニ御取締相成度依命此段通牒ス」という文書が通達された。

この通達について五月十七日付(五月十六日夕刊)「信濃毎日新聞」(第一五〇五六号、一面)は、「小学校教育上の重大問題／文部省普通学務局より本県へ／突如たる『嚴重取締』の通牒」の見出しを付けた興味深い記事を載せている。さらに小見出し「県当局の／申請に／基いた通

牒」を付け、そもそもこの通達は、長野県下の自由教育の取締りの手段として、道田簡平県視学が山崎達之輔文部省普通学務局長を訪問して発令を依頼したのではないかという推測をしている。そして道田県視学の談話——「近來小学校に於ける教育は文芸教育に偏する傾向があり教科書以外に創作家の作品等を利用して興味中心に各科の教授をしやうとする教師が多くなつてきた結果弊害の起るのを慮つて本県に注意を促がしたもの」——が載っている。

県当局は五月二十二日付（学乙発第九四号）、内務部長名で各郡市長宛に「副教科又ハ参考書ノ使用等ニ関スル件」⁽³⁾を通達した。その前文に於いて、文部省の通達を繰り返したのち、「左記事項等御参照ノ上十分指導監督相成度其筋ヨリ通牒ノ次第モ有之此段依命及通牒候也」と記している。そして、「記」として、具体的に四ヶ条にわたって細叙している。

今この条文に照して見ると、川井訓導の授業は、第一条、第二条に抵触したと解されたのではないか。次に第一、二条の条文を示す。

一、小学校ニ各学年ノ教授ノ程度及毎週教授時数ハ法規ノ定ムル所ニ従ヒテ正確ニ之ヲ行ハシメ单ナル意見又ハ研究家ノ研究ノ道程ニアル推定的結論ヲ以テ之ガ変更ヲナサントスルガ如キコトハ嚴禁スルコト、

二、修身 国語 日本歴史 地理ニ就テハ教科書ノ解説書若クハ教科書類似ノ図書ヲ副教科書又ハ参考書ト称シテ使用シ事実教科書ト同

一ノ取扱ヲナスガ如キヲ嚴禁スルコト、（傍線、山崎）

そもそも第一条の傍線部は、その頃教育行政者が指弾してやまない〈氣分教育⁽⁴⁾〉排除に関わる条項である。その渦源は武者小路実篤、志賀直哉らの「白権」派の影響を受けた長野県下の教員達の教育活動を批判的に総括した言葉である。

白権派の理想主義や印象派の美術紹介に共鳴する青年教師達が「自己を生かす」教育、「為すことによつて学ぶ」教育を実践理念として、児童の自発性や生活に根ざした教育が大正七、八前後を頂点として行われた。フランス留学から帰国した山本鼎の児童自由画運動等の芸術教育運動と相俟つて、信州白権派教育運動として小学校教育の現場へ浸透していく。付言すれば、山本鼎の父一郎は森鷗外の父靜男の橘井堂医院で代診を務めた人であり、山本父子と鷗外は親交がある。「自己を生かす」教育、「為すことによつて学ぶ」教育は、当然のことながら、国定教科書以外の副読本の導入が必要となる。当局は、通達の二条に於いてそれを厳禁したのである。つまる所、川井訓導が通達違犯と決めつけられた第一条、第二条は、長野県下の小学校教育の全領域に及んでいた自由主義教育にくさびを打ち込む目的で発令された通達である。

『長野県教育史』は「長野県下の白権派教員による教育・文化活動が最盛期の大正八年、埴科郡戸倉尋常高等小学校では白権派教員に対しても、村民・学校委員、ひいては県会・ジャーナリズムの批判が高まり、解職処分者をだすという弾圧事件がおこった。これがいわゆる戸倉事件であり、この後、倭事件⁽⁵⁾、中箕輪事件⁽⁶⁾、小松宇太郎事件⁽⁷⁾等々、大小つづく白権派教員弾圧事件のうち、最大規模の

ものであった」と記している。「白樺」派の信州教育に及ぼした影響については、今井信雄氏にすぐれた論稿がある。⁽⁵⁾

行政当局が副教科書・参考書使用取締り通達を出す一方、人事異動を強行する。『松本市教育会百年誌』によると、「附属小学校は、大正一三

年四月、矢沢米三郎を長崎師範校に転任せ、後任に静岡女子師範学校長山松鶴吉を連れてきた。(中略) 山松に続いて附属小学校主事に初め

て他県人の池原茂三が任命された。山松、池原と、県当局の思い通りにな

る人事をし、樋口をむかえる体制をつくった。県当局としては、前年に

氣分教育を一掃するという名目で、教員養成を主目的とする附属小學校に目をつけ改革しようとしたのである⁽⁶⁾」という背景が見えてくる。

大正十三年五月二十一日付「信濃民報」(第八〇五三号、二面)の「矢沢

校長を送る／十五年間の回想／菱堂学人」という記事に注目する。「県

当局は君を、県下に於ける氣分教育の巨頭として見てをることなる

が、(中略) 吾人は今回の君の転任を以て、あながち之が為なりとは即断せず(傍点、山崎)と記している。「信濃民報」のこの記事が、案外真

実を語っているかも知れない。松本女子師範学校初代校長矢沢米三郎は発令の辞令を受け、一応長崎へ赴任し、その上で教職を辞している。

後任の山松鶴吉校長に関し、大正十三年五月十七日の「信濃民報」

(第八〇五一号、二面)は「酒ならば／二升位は平氣／新任山松女師校

長／蠻勇で自信力強し」の見出しを掲げ、「蠻勇を帶て京都市視学時代に京都教育者の大淘汰をし九十日間に亘つて新聞社の攻撃的になつたが一向無頓着にて自己の主義に生きて来たといふ剛のものである」と紹

信濃教育界に於ける森鷗外

介している。

長野県下の教育界の動向の背後に、国の文教政策がある。大正十三年

六月十一日江木千之文相の後任として、岡田良平氏が文部大臣に就任した。八月五日から七日まで内務省に於いて地方長官会議が開催され、岡

田文部大臣は「教育上の新主義」鼓吹者の監督強化を指示し、また学校演劇の流行を批判する訓示をした。この訓示に関して、八月八日の「東

京朝日新聞」(第一三七一六号、二面)に「学校劇は相成らぬ／『質実剛健』の民風振興を高調／岡田文相の訓示」という見出しで紹介されて

いる。同紙の八月九日付(八月八日夕刊、第一三七一七号、二面)には「戦慄すべき／学校児童劇／新思想を鵜呑みにして／一部教育家の非

難」と題して報道されている。文部当局は岡田文相の訓示を体して、九月三日、文部次官名で教育現場へ通達した。さらに岡田文相は、視学委

員制を導入した。

このような国⁽¹¹⁾の教育政策を受けて、長野県知事梅谷光貞氏は動き出す。「信濃毎日新聞」大正十三年九月五日付(九月四日夕刊、第一五一六七号、一面)に次の記事が掲載された。

文部省視学委員を初め

県視学総出で学校調査

◇：教育界綱紀肅正の下拵へ

県下教育界に於ける綱紀頽廃の対策に就いては昨記の如く郡市長会議に於いても議せられることとなつてゐるがこれに先だち県学務当局は文部省視学委員の派遣を求め県視学総出で県下小中学校教育の

実状を十日余りに亘り詳細に視察すること、しこの結果適当の善後策を講ずる筈であるが特に問題の頻発する下伊那郡教育界に対してもは徹底的視察を行ふことにし現に飯田小学校の如きは本県出身の文部省視学委員樋口東京高等師範学校教授を初め松本女子師範学校長、道田本県視学等数月に亘つて視察調査してゐるが視察者多数にて一校かくの如き長時間に亘る視察調査は従来その例を見ないと云はれてゐる、尚畠山学務課長も五日松本視察中の視学委員と共に学事視察を行ふ予定

この文部省視察委員が県下の学校を大々的に視察するという予報記事の中で注意すべきは、「県学務当局」が「文部省視察委員の派遣を求め」た点にある。

予想に違わず、九月六日（九月五日夕刊、第一五一六八号、一面）の「信濃毎日新聞」に「教育界の一波瀾／意図ある教授講評／先づ下伊那郡より」の見出しで、「三日飯田小学校に開かれた樋口高師教授の教授講評は郡視学の深きたくらみといふので問題は一層拡大されんとしてゐる、（中略）それに批評会には町長始め各小学校教員、新聞記者まで郡長が呼んで列席を強いたなぞは芝居が見えすぎる」と報じている。この飯田小学校視察の状況を九月六日（第八一五八号、三面）の「信濃民報」は「飯田小学校の紊乱は／全国に其例無し／南北会一派に大鉄槌下らん／樋口視察員驚き入る」とセンセーショナルに報道している。

この視察を疑問視し、危懼する報道がなかつたわけではない。九月八

日（第一〇五六四号、二面）、九日（第一〇五六五号、二面）、十日（第一〇五六六号、二面）の「信濃日報」に掲載された「局外危言／教育・視察に就いて／雪鞋生」（上、中、下）の記事である。雪鞋生は「◎今度の視察後の批評などの容子を聞けば全然敷詰だ、講評でも批評でも何でもない。叱りつけるのだ、叩きつけるのだ、親切味も同情味も少しもない。（中略）◎君達はいつたい何の為めに視察に来た。何の為めに県下を視察して廻るのだ。視察も一の教育ぢやないか、視察は一の指導ぢやないか。此の機を利用して新進の者を指導せずして何時する。意地悪い眼を光らせて授業を視、意地悪い批評を残して置いてさつさつと逃げて行く。教育家の態度が何処に在る」（上）と正論を展開している。川井訓導事件は偶発的に起つたことではない。これまで見て來たように県の教育行政者は信州白権派教員らの自由主義的教育を「氣分教育」と決めつけ、それを排するために副教科書の厳禁、自由主義教育者の人事異動を行つてきた。県当局はさらに実をあげるべく文部省視学委員の視察を要請した。九月一日から文部省視学委員樋口長市東京高師教授が南信地方、長田新広島高師教授が北信地区を視察した。県当局は問題視している地区を樋口教授に担当させている。樋口教授は県当局の意向を体して、新教育弾圧の意図を持つて臨んでいる。川井訓導の「修身」の授業の講評に於いて、樋口教授は「僕は一体信州へ来るに就て喧嘩をする積で來た。君等が理想主義で出れば自然主義で、自然主義で出れば他の主義でぶつかる積りで來た」（「信濃教育」第四五六号、大正十三年十月五日、信濃教育会発行）という発言がすべてを物語つてゐる。ま

さに川井訓導はスケープゴートとして、槍玉に挙げられたと言つても過言ではあるまい。

号（大正十三年十月五日、信濃教育会発行）誌上に『視学委員視察当日を顧みて』と題して詳細に報告している。まず川井訓導の授業について次の様に記している。

（三）

川井清一郎 かわい・せいいちろう

白権教員弾圧の犠牲となつた松本女子師範学校付属小学校の訓導。

一八九四（明治二十七）～一九三〇（昭和五）。松本に生まれ、幼くして父に離別後、母（小学校准教員）一人に育てられるが、一九一〇年（明治四十三）長野県師範学校に入学した年に母も他界する。卒業後は一時市内の小学校に奉職するが、さらに広島高等師範学校教育学科（二年課程）を修了、一〇年（大正九年）に松本女子師範付属小学校の訓導となる。二四年九月五日の修身の研究授業で、森鷗外の『護持院ヶ原仇討^{ママ、敵}』を教科書を用いないで教材としたことで臨時視学（東京高師教授）や長野県学務課長らに、研究会の席上で面責され、ついに休職を命じられたので自ら退職した。これは県が白権教員を弾圧し、気分教育の一掃をねらつたもので、その犠牲に挙げられたのである。さらに広島高師の研究科に入り、その後同県の女学校に奉職したが、間もなく三六歳の若さで病死した。^[12]

（有賀義人）

その時、畠山学務課長は直ちに児童席の中央から前方に進み出で教壇下にいたるや、くるりと廻つて児童に向はれました。（中略）課長が「修身の本を持つてゐるものは手を挙げよ」と言はれた時、初めて川井君は「さては」と思つたさうであります。

そして「修身の講評」について、次の様に記している。

修身の講評に就きましては精細を旨として殆んど速記その儘を叙述することにいたします。

川井清一郎氏の経歴を見ると、松本女子師範附属小学校で「修身」の研究授業を行つた大正十三年は、三十歳の青年教師であった。当日の授業並びに講評について、主席訓導の伝田精爾氏が「信濃教育」第四五六

料は——国定教科書を使はないでああいふ材料をどうして使つたか。

(川井君はその時まだ答へませんでした)

視。何うして一学期扱はなかつたか。

川井。自分は自信の持てるだけの準備がついて居ないからです。

視。自分の自信か。

川。さうであります。

視。二学期になれば調べがつくか。一体どこまで調べたか。

川。さういふ調べ方を申すのではありません、徳目の心持を通して

……

視。詭弁はよしたまへ、やらぬならやらぬと正直に言ひ給へ

視。どういふものに就て調べたか。

川。十訓抄などについて……

視。その外?。あれは一体何時間でやるつもりか。

川。三時間位でやるつもりです。

視。そのあとどう^{(どう)行}どうする。

川。子供の感想を聞いたり……

視。君は国定教科書とこれと(天保物語を指しつつ)どちらを重く見て居るか。

川。それはどつちを重く見ると言ふ様な事ではありません

視。それは君詭弁だ。君は一体何分前に調べたか。君はあの席で本をまくりまくり話して居たが、一体君は何時もああして下を向いて授業をやつてゐるかね、始めて教生でもやるもののが教壇に立つ

たやうに。一体目と目と見合つて話さないといふ失礼な事がある

ものか。もつとも女の師範の四年生位の大きな生徒なら、ぢつと見て居ると、あの先生思召があるなと思ふが、尋常四年位の子供では、子供の方をちやんと見て居なくてはならない。一休会話ををするには三十人なり四十人なり一とまとめに睨めてやらなくてはダメです。まつたく先生はふらふらして居たではないか。

視。あの教材に就て取捨選択したか。

川。しました。

視。然しああいふ風に話されたでは面白くない、子供はただ「大目附、小目附」のところで笑つただけではなかつたか。君は全く下手だね、姫路から九郎右衛門が飛んで来た所を、かういふ風に(ゼスチュアを示されつつ)すればいいではないか。君は一寸も技巧がない。

視。君のその調べは充分かね。

川。自分としては相當に調べたつもりです。

視。君はそれでは責任を持つかね。

伝田。勿論教授者は自分の仕事に就いては責任を持たなくてはならぬと思ひます。

川。責任を持ちます。

伝田精爾氏は「感想」として、次の様に記している。

川井君も当日の講評席上、教科書取扱の予定に言及して居る通り、必竟教科書否定ではなく其趣意を出来うる限り生かさんがあの努力

で、や、や、や、みの現れであることは明かであります。

九月六日（第八一五八号、三面）

唯樋口視学委員の御批評が其時間の教授に限定され、しかも前後

飯田小学校の紊乱は
全国に其例無し

の継続的計画が顧られ無かつたために、その席では教授者たる川井君の考えと案とを十分明かにすることが出来ないで其時間の授業に

南北会一派に大鉄柵下らん

しても全案の上でどういふ位置と意義を占めるかを述べる機会が与

九月七日（第八一五九号、二面）
樋口視察員驚き入る

へられないでしまひました。川井君はああいふ席で自分の意見を述べることにあまり慣れた方でもありませんので、言ふ所の言葉が

今回の視察で暴露した

途断(マヌ)へがちになり、さうすると又新しい問題が問はれるといふ有様で同君の考なり案なりその全幅が尽されなかつた上に、私共も時時修身教授に対する方針を述べなくてはならぬ機会に遭遇し乍ら、それを述べようとすれば何時も却けられ、時には「詭弁」と断ぜられて到頭其時間の作業が恰も孤立の姿で全体であるやうに断定されてしまひました。最後に学務課長から「あれは決して補充とは認め難い（中略）国定教科書を無視するとは国法に反した遣り方である」と批評されましたのもかういふ事情からであります。

畠山学務課長手厳しく詰問す

修身教授を五ヶ月もやらぬ

女師附属の大事件

其不統一に驚く

女師附屬問題に対する

樋口視察員の批評

この「川井訓導事件」に関して、新聞報道を見ておく。まず「信濃民報」掲載の見出しのみ列挙する。

(四)

この「川井訓導事件」に関して、新聞報道を見ておく。まず「信濃民

山松女子師範学校長談

此の機に於いて
根本的大改革

九月五日（第八一五七号、二面）

信濃民報

松本学校視察

一大事
道田県視学談

九月八日（第八一六〇号、二面）

昨日女子師学校で

樋口教授の講評

聴衆無慮八百と註す

九月十三日（第八一六五号、二面）

教育界革新の

秘密会議

昨日の郡市長会議

九月十四日（第八一六六号、二面）

修身教授は殊に

細心の注意を払へ

私見を以て国法を無視する勿れ

郡市長会議の知事の訓示

女子師範附属の例の川井訓導事件

教・權・侵害など問題にならぬ

九月十七日（第八一六九号、二面）

女子師範附属の

修身科教授事件

川井訓導の自決を促す

菱堂学人

◇

此の事件に対し、吾人は茲に二つの結論を、下すに躊躇せず。即ち一は、此際県下各小学校に向つて更に教育の肅正方を徹底せしむること。他の一つは、川井君には個人の情としては忍びざるも、公人の立場として、速に自決して貰ふべく、若自決せざば、知事の発動権を以て、免職すべきことである。

九月十八日（第八一七〇号、二面）

修身荒穢事件

殆ど全校的

而して久しき間の事

本県の最高会議

川井訓導だけの問題ならずとも同訓導の該教授が畠山学務課長によつて峻厳の摘發されたる以上、川井訓導の免職は当然免れぬと

見るのを至当とすべし、

九月十五日（第八一六七号、二面）

嗚呼国民教育を如何

此乱暴な教育を見よ

風雨録

○

島崎藤村の詩集其者を、敢て悪とは言はぬが、修身教授も碌々せずして、此んなものばかりに耽つてゐては、仕方が無い。

○

要するに、松本女子師範はます／＼火の手が上がつて來。此際大外科手術が何より肝要。

意図
ある 教授講評

九月二十五日（第八一七六号、二面）

教育会協議

臨時大会等の件

九月二十八日（第八一七九号、二面）

九月十七日付の菱堂学人の「川井訓導の自決を促す」という記事に

対して、視学委員樋口長市教授の九月二十五日付野村菱堂宛書簡。

希はくは

•
教
育
の
為
に

大切なを培つてる

これが県教育の強味

永田視学委員視察談
(ママ長田)

九月七日（第一五一六九号、二面）

参観中の畠山課長

生徒の
面前で 教師を詰問す

樋口視学等松本女師視察中の出来事

ても、貴下の御高説は、小生に百万の援兵を得たる感あり、深く感謝罷在り候。

開智部での

批評会

列席者の談片

次に「信濃毎日新聞」紙上の関係記事の見出しのみ挙げる。

信濃毎日新聞

九月五日（四日夕刊、第一五一六七号、一面）

文部省視学委員を初め

県視学総出で学校調査

◇：教育界綱紀肅正の下拵へ

九月六日（五日夕刊、第一五一六八号、一面）

教育界の一波瀾

先づ下伊那郡より

九月六日（第一五一六八号、五四面）

信州の教育者は

岡田文相の政策で

教育会動く

教育擁護聯盟例会で

各種の意見続出せん

文相の政策は

時代に順応せず

と愈々全国的たらんとする

教育擁護会の運動

全国小学教育会

九月八日（第一五一七〇号、二面）

自由の方法とは

無駄仕事の意味

口を極めて嘲罵する

樋口視学委員の講評

飯小の改革は

一月以来の懸案

問題の意図ある講評に就き

白田郡長語る

行詰つた教育の

打開方法如何（一）

永田^{マツ}視学委員の講評

九月九日（八日夕刊、第一五一七一号、一面）

行詰つた教育の

打開方法如何（三）

長田視学委員の講評

打開方法如何（二）

永田^{マツ}視学委員の講評

教壇と行政管理

「小学校視察中、教壇を教師より奪つて、やはり生徒の面前で教師を詰問し……余りの暴君ぶり……吾等は、こゝに半旗をかゝげて我が国の国民教育の為めに弔意を表する」

九月十日（九日夕刊、第一五一七二号、一面）

行詰つた教育の

打開方法如何（二）

九月十一日（十日夕刊、第一五一七三号、一面）

視学委員一行

批評から論戦

押寄せた百余名

行詰つた教育の

打開方法如何(四)

長田視学委員の講評

九月十二日（十一日夕刊、第一五一七四号、一面）

樋口視学委員

大町小学を激賞

曰く「学校らしき学校」と

行詰つた教育の

打開方法如何(五)

長田視学委員の講評

九月十二日（第一五一七四号、三面）

▲天無口 投書は天無口係あてのこと

教育家諸君

山口実生

◇本年に入つてからの本県教育界の空気が妙に陰険猜疑の雲に包

まれて来たのは少くも学務課の仕方の公明ならざるに因る責が

ある

◇此の頃の松本の批評会などもいやな感じで始終して居るが川井君の問題は樋口氏がお預かりとして水に流して貰いたいと思ふ

◇樋口氏も五十前後の御年役でもあり其の辺にも如才ない事と思ふが一寸御注意迄に申上げたい

此の問題の進行によつては吾人は重大なる結果を将来するものと思ふ

◇教育家諸君以て如何となす

九月十三日（十二日夕刊、第一五一七五号、一面）

行詰つた教育の

打開方法如何(六)

長田視学委員の講評

九月十四日（十三日夕刊、第一五一七六号、二面）

行詰つた教育の

打開方法如何(六)^(ママ、七八)

長田視学委員の講評

九月十六日（十五日夕刊、第一五一七八号、一面）

行詰つた教育の

打開方法如何(七)^(マ、八)

長田視学委員の講評

九月十六日（第一五一七八号、二面）

思想は思想を以つて導く

これが教育対策と内務部長語る

いがわかる。

九月十六日（第一五一七八号、三面）

〈社説〉

教育界の近事に就て

▲天無口 投書は天無口係あてのこと

信州教育万歳

名古屋 掛川喜遊

九月二十六日（第一五一八八号、三面）

〈社説〉

重視、軽視、無視の弁

国定教科書問題

川井清一郎氏は大正十三年九月十八日付で『修身書の取扱ひについて』（『信濃教育』第四五六号、大正十三年十月五日）という一文を艸す

る。その中で執筆の動機を次の様に語つている。
（授業の）方法上に関して言ふた言葉が根本思想のことであるやうに断定されたりして思ひかけぬ空氣の中に茫然と坐し、只緘默せざるを得ないやうな光景になつてしまつたのであつた。（中略）爾來私は緘默の日を続けつつ今日に至つたのであるけれど、新聞紙其他の伝ふ所があまりに私の真意に遠く、ために私の何等所見を披瀝しないことが或は教育の進展を願ふものとして、自己の職責を全ふする所以でないやうな結果に立至りはしないかを憂へ、茲に同科に對し十分理解ある諸賢の前に呈出するには余りに貧しい意見たるを

視学委員の講評に於いても、川井訓導の教育観や修身の時間に国定教科書でなく副教科書をなぜ使用したのか、その意図が問わされることなく、ただ修身の時間に教科書を使用しなかつたことが問責される。教科書を使用しなかつた事が、教科書を無視したと拡大され、さらに新教育論者であると決めつけられていく。このように増幅されていつたさまは、「信濃民報」の報道から看取される。国定教科書を使用しない川井訓導は国法に反しているとし、「自決」を迫る投書に対し、視学委員が肯定する書簡を掲載した「信濃民報」と、山口実生の「信濃毎日新聞」への投書との差異を見ても、この「新聞の〈川井訓導事件〉の扱い方の違

感じつつも平生懷抱してゐた修身教科書取扱に対する卑見の一端を述べて当日の授業となつた私の真意を明かにし更に大方諸賢の御示教をも仰ぎたいと希ふものである。

時を同じくして、「信濃教育」の編集主任西尾実氏は事態の推移を憂慮し、九月十九日付で伝田主席訓導に書簡を送つてゐる。次に全文を引用する。⁽¹³⁾

過日は失礼しました。わざぐ御足労を願い恐縮に存じました。

川井君意見発表の件は左の如き順序を経て大至急御送り下さいませんか、あまり延引するわけにもゆかないかのやうに思へる意見をも聞きますから。主事に、「新聞紙殊に松本の新聞など見てると大分誤解に基く報導^(道)があつて父兄は勿論教育者に対しても責任上私の真意真相を公表する必要があらうかと思ふ。尚校長主事等責任者のためにも私の弁明（平素の意見）を公表して置くことが至当かと思ひます」といふ意見を申出で且主事を通じて校長に云ふて貰ふなり又は直接校長にも同様に話すなりした上で御送り願ひたく存じます。校長なり主事なりには其際（これ迄に話してないならば）意見の要点を口頭で話すがよいかと思います。発表機関については「全国的に読まれて新聞がよいかと思ひますが、まだどれとも考へてありません」位でよいでせう。とにかく意見書は書きのないものでなくてはなりませんから、十分同僚各位で鍊られた上で御見せ下さい。至急の方がよいかと存じます。あまりおそくなれば作為と思はれても仕方ありませんから。「新聞で論じてゐる渦中に投じなければ意

義をなさぬ」といふ意見もありますから。発表の機関及時期については尚考へて見ますが、目下の所思を御参考に右申上げました。校長なり主事なりには機会ある毎に教育上の意見を明かにするがよいと思ひます。川井君の問題についても、軽減のためなく、又喧嘩のためでもなく、自由と親切に在つて言へるとよいと思ひます。とにかく過日も申上げましたやうに兄等の御仕事の完成を沈着に急いでいただきたいものに思ひ居ります。

九月十九日

西尾実

川井清一郎様
伝田 精爾様

〔封書ウツ書〕
「松本市西町 伝田精爾様 親展」

〔封書裏書〕
「長野市南県町 西尾実

九月十九日

川井訓導は先に引用した『修身書の取扱ひについて』の中で、自己の教育觀について次のように述べている。

児童の魂の中には吾吾社会の要求するもののあらゆる萌芽を持つ。知識も道徳も芸術も個人の意識を離れては存しない。正邪善惡、眞偽、美醜に規範も要求も彼等の中に籠り彼等の中から開かれるのであつて外から附け加へられるのでは本物でない。それ故教育は先づ児童そのものを深く見つめることから始めねばならぬ。彼等の中に萌え出でた芽生の成長が如何なるところにまで達してゐるかを認識することが何より先である。児童の見るところ、感ずるところ、考へるところ、行ふところを十分に洞察したものである。

児童の中に恵まれたこの芽を展ばす為に小学校の様様な教科が生れたことは云ふまでもない。修身科が置かれ修身書の編纂せられてあるもつまにはこの善の芽生即道徳意識を打ち開くための一つの手段でなくてはならぬ。即修身教材は児童の魂を呼び覚ます糧である。本来児童の魂に内在する善の要求、正の當為はこの具体的な材料によつて覺醒して来る。

川井訓導は児童の心に秘む真善美的萌芽を、如何に引き出すかに教育の根本を置いている。それ故に教科書を教えるのではなく、教科書で教えると考へている教師である。常に子供の心身の発達に見合う素材に苦慮する。川井訓導は発達心理学から、尋常四年生という年齢に注目する。空想と現実との未分化、あるいは混在する年齢である故に、説話や神話、物語という素材の有効性を信じ、それを活用する教授計画を立てている。川井訓導は次の様に記す。

この様な見地に立つて説話や読物に現はれる彼等の道徳意識の発展を眺めると、尋四特に私の教へる彼等の状態は無邪気な空想の世界から漸く道徳の世界が独立せんとして尚独立し得ない未分状態にあることを認めるのであって、彼等は年と共に空想的童話世界から漸く現実的な知識世界に興味を起して来たのであるが、それでもまだ童話の世界に魂を没入する。歴史上の人物に多大の興味を感じ始めたと共に、大人から見れば非現実と思はれる童話の中に道徳を見出し善を愛し悪をにくむ。即自由の天地に逍遙しつゝある彼等は、教訓せられると感ぜられる話よりも、お話の中に児童自ら「教訓」

を感じる如きものに多大の感動を持つ。彼等は教訓を教訓として求める域には未だ達してゐない。^(は)むしろ極めて自然な話の中に却つて強い感激を持つ。これを児童の読物について見るならば最もよく書かれた文章に最も強く道徳意識の目覚めあることを見る。

さらに、現行修身書の授業にあたつて二つの点に留意している旨を述べ、その「第一はその内容に於て今より遙かに豊富ならんことである。即児童用に於ける例話をもつと感動ある文章、即文学的表現を経たるものを取り材すべきこと及び教師用に於てはその原拠となるべき主要な資料全部を網羅せられたきことである。(中略) 第二は少くも四学年までは児童心理発達に適応すべきに人物又は事件によつて徳に感ぜしめ其上に道徳的知識を養ふ体裁でありたいことである。右の第一は補充教材の必要を、第二は修身書取扱いの方法を私に考へしめた主なる動機であつた」(傍点、山崎)と記している。

川井訓導は前文に統けて、具体的に尋常四年生の「修身」の授業計画と実践について記述している。

例へば尋四修身書第六孝行、第七兄弟、第八勉強、第九規律等の諸徳は教科書では渡辺華山の事蹟を例話として居るが、私は之をまづ華山の伝記とし生活として授け、その様々な感動を各自の衷に貯へしめ、かかる後教科書を取扱ふことによつて前の感動を内省せしめ、その内省の中から眞の徳を自得させようとした。即先づ感動を得させ次に之を内省せしめて行く、此内省段階に於て例話は徳目に合致する。ここに教科書使用の眞の意味があらうと思ふ。先に授け

たる説話からうけた感動がその準備となり基礎となつて始めて教科書は児童心意を率ゐ、その到達点に至るものである。

又之を先日私が修身教授に当りてなした修身書外の教材「護持院ヶ原の敵討」について云ふならば、私は彼の作中の人物「りよ」の孝心、とその毅然たる覚悟、九郎左衛門の兄に対する親愛の情、文吉の義侠心並びに夫等の人々がよく艱苦に堪へて尚素志を貫く気高い心根を感じたのである。而して先の見地よりして教授により児童の道徳意識にも十分触れ得ることを信じまたこの感動を養ひ置けば後に修身書取扱の際、「孝行」「克己」「志を堅くせよ」等は優にこの例話の回想によつて理解し自得し得べきであると考へてゐたのである。斯の如きに基いて私が一学期間に取扱つて来た教材を列挙すれば左の通である。

偉人の幼年時代中より「豊富秀吉」「渡辺華山」「乃木大将」

旧訳コドモ聖書中より「世の始」「カインとアベル」「大洪水」

「ヤコブの旅」

日本童話宝玉集中

「山椒太夫」

同「平忠盛」「有王」「平重盛」

幼きものに中「良心の目ざめ」「忠実なる水夫」

幼きものがたり中「林檎」「幸福」

「諸事ニ堪忍スベキコト」

「護持院ヶ原の敵討」

天保物語中私は一時間毎に断片的の説話をするよりも事件及思想に継続的連

絡すること、及び先に述べる如く極めて自然な空想的又は歴史的な例話の中に道徳のひらめきの発露を見るが故に相互の間に関係あり連絡あるものは前後に相当の補充をなしたのである。私はこれ等の諸教材を一学期中に与へ、尚その間に偶発事項の適切なるものをも探し求めつつ、第四学年修身書教材の「個人」「社会」「国家」の大綱要に応じ、幾分か体系的に進みたいと思つてゐた。そのうち「個人」に関する徳が分量最も多く、第一学期だけでは終り得ない予定であつたので二学期に入つて之を終り、其上に教科書の使用に及び、一学期以来说話し来つた様様の感動を反省材料として「情意の理性化」にまで達したかつたのである。尚こうに掲げた教材よりももつと適切な材料は数多いことであらう。浅学にして寡聞なる私は唯学校備付の書籍などによつてこれ等の材料を選ぶ外なかつたのであつた。

川井訓導の教材研究並びに実践を見る限り、誠実な教師であることが窺われる。この教育熱心な教師の文章と視学委員の講評の席上の発言の落差を残念に思う。川井訓導は毅然と自己主張できなかつたのかと悔まれる。⁽¹⁴⁾ 同席の伝田主席訓導もその授業を高く評価していただけになをさらである。

川井訓導が『修身書の取扱ひについて』という一文を艸した九月十八日の「信濃民報」には「川井訓導の免職は当然免れぬと見るのを至当とすべし」という記事が掲載されている。修身の国定教科書を使用しなかつたことが、修身の授業をしないと報道されたり、教科書を無視した

のではなく、使用の準備段階としての副教科書使用が、あたかも意図的な授業であったと断定し、国法を犯した無法な教師は免職させるのが当然であるという煽動的な新聞論調が拡大されるにつれて、あの講評の席上で責任は私にあると発言した管理職が責任逃がれを始める。逆に川井訓導は追い詰められていく。川井訓導は山松校長から始末書、校長口述の服務遵守書の提出を命ぜられる。校長はそれらの書類を県へ提出する。そして九月二十七日付で処分が決定する。十月四日「信濃民報」（第八一八五号、二面）の記事を引用する。

教科書事件の

川井訓休職

- 導
- 訓
- 休
- 職
- 校
- 長
- と
- 主
- 事
- は
- 戒
- 告

松本女子師範学校附属小学校の例の川合^(マサ)訓導の国定教科書無視

事件は当局も処分を秘密にして居たが去る二十七日公立学校職員分限令第八條第五項によつて休職を申付けられた右は一

時懲戒免職との噂もあつたが一等を減じて斯くしたものである休職である以上其校では一ヶ年間就職する事は出来ないが他の学校に転じて就職する事は自由で免職より大いに軽い程度の処分である。尚斯かる訓導を出した責任上山松校長と池原附属主事の両名は戒告処分を受けた（傍点、山崎）

分限令第八条第一項第五号というのは「教育上又ハ事務上ノ必要ナル時」という条文で、行政処分である。川井氏自身納得できず校長に理由を聞くが、遂に不明のままであった。川井清一郎氏は十月一日付で退職

のではなく、使用の準備段階としての副教科書使用が、あたかも意図的な授業であったと断定し、国法を犯した無法な教師は免職させるのが当然であるという煽動的な新聞論調が拡大されるにつれて、あの講評の席上で責任は私にあると発言した管理職が責任逃がれを始める。逆に川井訓導は追い詰められていく。川井訓導は山松校長から始末書、校長口述の服務遵守書の提出を命ぜられる。校長はそれらの書類を県へ提出する。そして九月二十七日付で処分が決定する。十月四日「信濃民報」（第八一八五号、二面）の記事を引用する。

川井清一郎氏は妻子とともに、夫人の郷里広島へ出発した。アララギの歌人で、のちに「比牟呂」（ヒムロ）を創刊する伝田精爾主席訓導は十月十四日、抗議の辞職願を提出する。十二月十八日付で辞令が発令される。附属小学校は二人の有能な教育者を失うことになった。

(六)

『長野県教育史』は、「川井訓導事件」後「三年一〇月一七、一八日には、信濃教育会臨時大会を開催して、「教権」「師道」に関する議論をおこなっている。県当局の側も、信濃教育会との対立深化を懸念して、同年一〇月二九・三〇日、一一月五・六日の四回にわたって、教育者懇談会を催したが、特に新しい進展はみられなかつた」と記している。⁽¹⁷⁾

信濃教育会臨時大会を報ずる「信濃毎日新聞」の見出し記事を引用する。

十月十九日付（十八日夕刊、第一五二一一号、一面）

師道とは何か

添付し、梅谷光貞知事に川井清一郎氏の退職の稟議書が提出される。県当局は十月二十五日川井清一郎氏の退職辞令を発令する。

川井訓導 午后三時三十分松本駅ニテ広島ニ向ツテ出発セラル。／職員一同 尋常四年生一同停車場ニ見送ル。／一、欠勤 伝田訓導⁽¹⁶⁾と記されている。

断じて之れを行へ

◇山本聖峯氏の論調

(十月十五日の長野新聞転載)

論旨は「長野県教育者の特色である、小主觀主義、独善主義」を排除し、「氣分教育に表れて、国定修身書の一ページも読ましめず、キリストの愛を説いて、算術の時間を全く浪費」するような教師を「県の学務課は、決して遠慮」せず取締れという所にある。

「信濃民報」は紙上に〈信州教育論〉と題して諸氏に執筆させる。二月七日（第八二四八号、二面）掲載の平瀬泣崖（民報記者）氏の『信州教育門外觀』（十二月七日（一）十一日（五））は興味深い。平瀬氏は「今私のうちから、学校へ通つてゐる尋常科三年の女の児に、其学校で習ふ所の読本をば読ましめ、修身書を復習せしめる時に見る此児の顔の、さびしくて其感激の乏しさよ。先づ私自ら此等の本を通じて、少年の心に到る生命の交流を見出でぬことを、悲しむのである。私は松本女子師範附属小学校の川井訓導の人間としてのなやみには、よく同情する事が出来る。私はうちの不幸なる劣等児の為に、護持院ヶ原の仇討ちの話でもしてやりたいやうに思ふ」（一）と記している。

川井訓導が休職処分を受け、退職する。伝田主席訓導も引責辞職する。この事態に至つて、あの九月五日の川井訓導の授業後の講評に於いて、責任は私にあると表明した山松校長、池原主事は責任回避に終始する。附属の訓導と主事との対立が深まつていく。

「信濃民報」は大正十四年一月二十五日（第八二八九号、二面）から二十九日（第八二九三号、二面）まで五回に亘つて夢泉生が「暉による／女師附属／の問題」と題して、〈川井訓導事件〉を総括している。「信濃民報」の主調が、十二月の平瀬泣崖の〈信州教育論〉以来変化している。遅すぎた感がある。夢泉生は次の様に述べている。

事の茲に至つたのは、平静を失つて居た樋口視学员の感情と、池原主事の無責任な態度、併して川井君の授業振りや答弁振りなどが錯綜して遂に問題を大きくしたのであるまいか（二）

そして、附属の教師達が、今となつて池原主事排除に隠微な動きをすることを批判して次の如く記す。

声を潜めて何事とも成さなかつた同僚の訓導諸君は池原主事が川井君を陥れた態度と五十歩百歩で何づれも是とも仕難い行為である。◇教科書の問題がなくとも此三月には伝田君も、宮崎君も川井君も附属から去るべき人々であつた、他の若い訓導諸君などは只附属であるが故に去り難い執着もあるうが池原主事と伝田君や宮崎君などは人間の型が違ふ、術学的な、表面的な人と静な思想に生きて行かうとする者とが同じ道を歩む為めには何づれか一方がいつはつた生活を続けて行かなければならない筈であるから（五）

西尾実氏は、この〈川井訓導事件〉に強い関心を払つてゐる。西尾実氏はかつて、松本女子師範学校教諭（大正7年8月～11年9月）として勤め、附属小学校の主事（大正8年9月～11年9月）を兼ねた経歴がある。⁽¹⁸⁾ 大正十一年（一九二二）七月、久保田俊彦氏

(島木赤彦) の後任として雑誌「信濃教育」の編集主任としてその任

(大正11年7月～14年12月、西尾氏の後任は土屋文明氏⁽¹⁹⁾) にあた

り、のち長野県師範学校教授嘱託を兼ね専攻科と長野高女国語専攻

科で日本文学史を講じてゐる。明治二十二年(一八八九)下伊那郡

豊村和合(現阿南町)生まれの西尾氏と、二十三年(一八九〇)下

水内郡永田村(現豊田村)生まれの伝田精爾とは、ともに長野県師

範学校卒業の同窓生であり、友人でもあつた。

西尾実氏は「信濃教育」第四六一号(大正十四年三月十日発行)

誌上に「松本女子師附属事件考察」を発表してゐる。西尾実氏は七

つの疑問点を挙げ、自己の見解を示す、二、三その例を示す。

○修身書に書かれてあるもの以外の材料を説話したのが国法違背であるといふのであらうか

西尾氏は「教科書以外の材料を説話してもそのことでは国法違犯

とはいへぬ」と言い、その証左として「文部省訓令第二号」(明治

四十三年三月二十八日付)の「修身科は……教科書に依り児童に道

徳上の知識を与ふるのみならず常に徳性の涵養に留意し時に隨ひ機

に応じ切実なる指導訓誨を与へ躬を以て範を児童に示し」(傍点、

西尾)という条文を示す。そして「全体的趣旨は修身書使用の重要

さ」を述べたものであるが、「教科書以外の臨機指導訓誨を勧めて

ゐるではないか」と反論し、修身書以外の説話訓誨を加えてはならぬ「法的根拠はない」と言い切る。ただし、もし問題があるとする

ならば、採り上げられた教材(素材)が国民教育上問題がある場合

であり、川井氏の採りあげた「護持院ヶ原の敵討」は「民族精神の一発露」であり、何ら問題がないと断言する。

◎川井訓導の如く一学期間も修身書を取扱はないことは懲戒に値するとなすのであらうか。

この疑義に対し西尾氏は問われるべきは「川井訓導が一学期間修身教授として何を如何なる方針で為し来つたか」ということである。

「信濃教育」四五六号(大正十三年十月五日発行)掲載の川井清一郎氏の「修身書の取扱ひについて」を参照すれば全く問題ないと言

い切る。そして次の様に記す。

疑義と以上の考察によつて到達する所は依然として懲戒的精神

に出づる行政処分が何の故に行はれたかを解するに苦しむのであ

る。学校当事責任者又は県当局は速かに懲戒の理由を明示して教

育の帰趨を誤まらしめない方途を探るべきではなからうか。

さらに西尾氏の怒りは、校長、主事の取つた処置に向けられる。「何れ詳細調査の上」となぜ預らなかつたのかと言う。その理由を推測するに次の様に考えられる。講評の席上一学期間修身書を使用しなかつた理由を問われた川井訓導は「使用の準備をしてゐた」と答えている。川井氏は使用を必然として、その前段階としての「準備期間中」の意であつたはずなのに、視学委員は「調査的準備中」と解している。このような誤解は時間を置くことで解決できたのではないかと、西尾氏は考えたのである。

西尾氏は、休職から退職を余儀無くされて去つていった五歳年下の後

輩教師の無念の思いを越えて、師道の擁護と教権の確立を訴える一方で、

「信濃教育」第四六三号（大正十四年五月五日発行）で、川井訓導の修身教授問題の特集を組む。資料を揃えて諸家に次の六項目にわたって執筆をお願いしている。次にそれを列挙する。

一、川井訓導の彼の修身教授は教育上より見て弊害ありや又法令上より見て違法なりや。

二、川井訓導の休職は懲戒の意味ありと聞く（信濃教育三月号八頁十一页参照）之に対する御感想如何。

三、彼の教授の際児童の面前に於て畠山学務課長の執りたる言動を貴下は教育上如何に見られるか。

四、山松校長池原主事の批評会席上に於ける言動を如何に見られるか。

五、樋口視学委員其他関係者の彼の際に於ける言動を如何に見られるか。

六、長野県教育の欠点と思はる主要点を御指示願ひ度し。

この六項目を踏まえて文章を寄せた諸氏を紹介する。三宅雄二郎（雪嶺）文博、沢柳政太郎文博、古島一雄代議士、阿部次郎東北帝大教授、

石原謙文博、岩波茂雄、和辻哲郎京都帝大教授、土居光知東北帝大教授、篠原助市東北帝大教授、与良熊太郎、久保田俊彦（歌人島木赤彦）、伊藤長七東京府立五中校長、北沢種一東京女高師教授、長田新広島高師教授、太田孝作氏が寄稿⁽²⁰⁾している。なお、川井清一郎氏が「経過と感想」を寄せている。

樋口長市東京高師教授と共に視学委員として訪れた広島高師長田新教

授の文章のみ次に引用する。

一、川井訓導の修身教授に就ての考は、教育上より見て実に立派のもの、以て他の模範とするに十分であると確く信じてゐます。どうか一日も早くあの様な立派な考を懐く人が殖えてくればよいとそれのみ念じてゐます。

六、教育上の「真」のために飽くまでも戦ひ、且つ勝つといふ当年の意氣の稍衰へかけたではあるまいかと見るは僻目か。

やがて西尾実氏は『国語国文の教育』（昭和4・11）を著して、〈主題、構想、叙述〉という作品分析の体系を立て、鷗外作品を分析する。恐らくモールトンの『文学の近代的研究』の影響を受けているのではないかと推測している。「山椒大夫」「高瀬舟」「寒山拾得」の分析を『鷗外作品の研究——文艺作品研究例説』（昭和23・3、鮎沢書店）として上梓し、

「高瀬舟」「山椒大夫」「寒山拾得」「護持院ヶ原の敵討」「洪江抽斎」を一冊にまとめて、『研究鷗外の歴史小説』（昭和28・10、古今書院）として出版している。

西尾氏が中心となつて信濃教育会が編纂した副読本にも『護持院ヶ原の敵討』が収められている。作品分析に於いてもそれが採りあげられてゐる。私はここに〈川井訓導事件〉の直接的影響を見ている。やがて、西尾氏は国語教育は言語教育と文学教育の緊密な関連という観点から斬新な岩波書店出版の『中等国語』の編纂の中核として、我が国の国語教育の第一人者となつていく。その土壤は若き日の教育現場からの多岐にわたる教育上の諸問題に対する発言や、実践的国語授業の現場からの発

言によつて築かれたものであろう。

長野県諏訪郡上諏訪高島実業補習学校の教師として、三ヶ年勤める。こ

唐木順三氏は明治三十七年（一九〇四）、長野県上伊那郡富田村⁽²²⁾に生まれている。すでに述べた西尾実氏は下伊那郡出身である。伊那谷は幕末から平田派の国学の盛んな土地で、学問的土壤のある所である。唐木順三氏は「川井訓導事件」の起つた大正十三年（一九二四）は、松本高等

学校を三月に卒業し、四月から京都帝国大学の哲学科へ進学している。大正十四年（一九二五）の大学二年の時、西田幾多郎教授の特殊講義がなかつたことに加えて、経済的理由から「京都をひきあげて松本女子師範の英語の臨時講師になり週三回で月給五十円を貰つた。五十円あれば生活できた。女子師範の教頭は岩本義恭先生で、私の中学時代（県立松本中学）の保証人であつた。私は岩本先生に頼んで臨時の講師になつたわけである」（「私の履歴書」）と記している。

唐木順三氏に「川井訓導事件」に触れた文章はない。しかしながら、すでに述べたごとく、西尾実氏が「川井訓導事件」の総括として「川井訓導の修身教授問題」の特集を「信濃教育」第四六三号に組み、発行したのは、大正十四年五月五日である。少くとも松本という土地は大正十三年下半期から十四年上半期にかけて、川井事件は話題の中心であつたろう。唐木順三氏は一年限りであつたが、松本女子師範に勤務した点は見逃しえない。川井訓導はその女子師範の附属小学校の教師であつた。勿論、あくまで推測に過ぎないが、十四年五月発行の「信濃教育」誌上の「川井訓導の修身教授問題」を見聞した可能性は高いと考える。

唐木順三氏は昭和二年（一九二七）三月大学を卒業するや、四月から

は小学校に付設された青年学校である。この時の体験について、「森鷗外」（昭和三十三年三月三十日、社会思想研究会出版部発行）の「改版にあたつて」と題された「あとがき」で次の様に記している。

昭和二年に京都の大学を卒業した私は、すぐ信州の青年学校の教師になつて国語を受持つた。そのときの教科書のなかに、鷗外の

『山椒大夫』『高瀬舟』『寒山拾得』『安井夫人』などが載つていた。『護持院ヶ原の敵討』もたしかあつたようだ。それらは国木田

独歩の『春の鳥』とともに、生徒の最もよろこぶ教材であった。（中略）生徒にはただ読んでやるだけで一応のことはすむという類のももであつた。そういう経験が私をして鷗外に深入りさした原因ともいえる。

唐木順三氏は「私の履歴書」の中で、この教科書について「私の使つた国語の教科書は信濃教育会編纂のものであつた。多分西尾実氏が中心になつてつくつたものであろう。この教科書は特色があつた。第一には全文を載せて決して抄ではないといふことである……第二に森鷗外と国木田独歩がばかに多かつたことである」と述べている。

唐木順三氏は「信濃教育」（昭和5・3）に「危機に於ける若き教育者の使命」を寄稿する。信濃教育が新しき思想（マルクス主義）に対して「社会的歴史的原因」を究めることなく、悪思想と決めつける風潮、教育の方法や技術のみが尊重され、原理的なものが等閑視されていく風潮を批判し、この保守化した現状を打破し、進歩的、創造的、人格教育

のために戦うことこそ若き教育者の使命であると主張する。

唐木氏はこの論文を残して、三木清の斡旋で満洲教育専門学校教授として赴任する。しかし、諸事情から六年七月辞任し、再び信州の教育現場に立つことを希望したが、前年の「信濃教育」の論文が災いし、県当局によつて「赤い」という理由で拒否される。七年（一九三二）十一月「理論」第一輯に『小倉時代の森鷗外』を発表している。鷗外に関する最初の論文である。昭和十八年（一九四三）九月十日、『鷗外の精神』を筑摩書房から上梓する。〈あとがき〉に於いて「このごろ、近代日本を支へて来たものは何であつたかといふことに就いて漠然と考えて來るた。……鷗外を支へ、やがて日本を支へて來た精神の一具体的面に突当つたのである。……これがいま〈鷗外精神史〉を書かせた奥の理由である」と述べている。

稿を閉じるにあたつて、唐木順三氏と西尾実氏を繋ぐ文章を引用する。それは昭和二十二年三月、長野県上伊那郡文化大学に於ける唐木順三氏の講義草稿（『鷗外と漱石』）である。

諸君はまづ『護持院ヶ原の敵討』の一篇を選んで、辭書をおいて読んでみてはどうか。なぜその一篇をわざわざ挙げるかといへば、これはいはばテスト・ケースとして適當と思ふからである。鷗外の門はここからたくのが適當であらう。門をひらく鍵もこの作品の中にある。諸君はこの短篇をすくなくとも三度読んで、その上でこの作品に対する感想を書いてみることだ。宇平、りよ、九郎右衛門、文吉等の主要人物の性格はどうか、作者がこれらの人々をどうみて

ゐるか、自分自身はこれらの人物をどう思ふか、誰に最も同感するかといふやうなことを正直に自分で考へて書き綴つてみるがよい。

さうした上で、従来の批評家、鑑賞家たちがこの作品をどう扱つてゐるかをしらべて、自分の意見と比較検討してみるがよい。私はまづ、西尾実氏の『鷗外の歴史小説』（古今書院発行）の中のこの短篇の分析を読んでみることをすすめたい。西尾氏は四十年以上にわかつて鷗外を読んできたひとである。氏は氏特有な鑑賞批評の方法をもつてゐるが、その方法の可否は別として、とにかく信用のおける人で、しかも甚だ教育的である。若い読者は作中の宇平といふ青年を中心人物として読む傾向が強い。自分の同感でき、感情移入のできる人物だからである。諸君は宇平の人間的な不安な動搖や、また九郎右衛門の代表する旧思想への批判に、恐らく同感するだらう。

或ひは、旧い周囲の人々の非人間的律義さを宇平とともに笑ひたくなるだらう。ところで西尾氏は、「宇平の性情には、大正初年の青年を思はせるものがある」といつてゐる。これは否定の言葉である。といふのは、大正初年に活動を始めた茶川龍之介の、たとへば『或日の大石内蔵助』の内蔵助の心理の扱ひ方、即ち人間的な余りに人間的な扱ひ方に対する抗議がここにあるとみてよい。鷗外の文學は、單にこの短篇に限らず、一般に普通の意味で人間的といはれてゐるもの、近代の人間心理の普通の在り方、働き方、即ち字平的なものの否定、或ひは低評価の上に成り立つてゐる。最近出た高橋義孝氏の『森鷗外』も、鷗外文學を「感情拒否」の文學とし、鷗外

を「克己のモラル」を以て貫いた人としてゐる。即ち『護持院ヶ原の敵討』でいへば、りよといふ女性、九郎右衛門といふ武士、文吉といふ仲間の生き方のなかに作者の同感があり、西尾氏は、りよが本尊であるといつてゐる。高橋義孝氏は、鷗外を最後として感情拒否の克己の美学は終つたといふ。従つていまの諸君には鷗外は縁遠いものとなつてしまつたで、もあらう。然し鷗外の門のたたきどころ、開門の鍵はここをおいて外にない。『護持院ヶ原の敵討』を読んで、ここをパスすれば、鷗外の歴史小説、従つてまた鷗外文学への通路は広く開かれたことにならう。

信濃教育会編纂の副読本や上伊那郡教育会編の児童読物や青年読本まで、なぜ『護持院ヶ原の敵討』が収録されているのか。やはり、〈川井訓導事件〉を抜きにしては語れないだろう。特に西尾実氏は直接関わり、自己の森鷗外の作品研究の中にも必ず考察の対象としている。川井清一郎氏が研究授業で取りあげた『護持院ヶ原の敵討』は西尾実氏へ直接伝播し、西尾氏が教育現場に蒔いた鷗外文学の土壤の中に唐木順三氏は身を置いていた。

しかし、唐木順三氏が教師として使用した国語教科書に『護持院ヶ原の敵討』が収録され、しかもその教科書編集に西尾実氏が関与していたとしても、唐木氏の最初の鷗外に関する論文は、『小倉時代の森鷗外』である。恐らく唐木氏自身昭和五年（一九三〇）から七年（一九三二）にかけての苦惱、苦汁の時代の所産である。ここに唐木氏の鷗外に関わった個有性がある。

唐木氏の鷗外への関心の個有性を認めた上で、〈川井訓導事件〉の衝激波は、直接西尾実氏へ伝わって『作品鷗外の歴史小説』として結実する。一方、その心的余波は唐木順三氏へ伝わって、『鷗外の精神』として結晶したのではないかと考えている。

(注)

- (1) 有賀義人『松本平近代100年の軌跡』(上)（平成三年十二月三十日、銀河書房）所収の「川井訓導事件」（大正13年）、二五六～二六二頁。
- (2) 大正十三年九月七日付の「信濃毎日新聞」（第一五一六九号、二面）紙上に次の記事が掲載された。

参観中の畠山課長

生徒の面前で教師を詰問す

桶口視学等松本女師視察中の出来事

池原附属主事の取成しで事済む

〔松本電話〕本県學務課の委嘱を受け視学委員として松本に來た東京高等師範学校教授桶口長市氏は四日松本市小学校を參觀し五日は畠山學務課長、道田県視学同伴にて松本女子師範学校附属小学校を參觀した同校に於いては

第一時屋ヶ田訓導の高一の読方第二時勝岡訓導の高二の算術及び北城訓導の尋五読み方、第三時宮崎訓導の尋六読み方及び川口訓導

の尋六歴史等を順次參觀し最後に第四時川井訓導の尋四修身の授業を參觀すべく教場に入つた桶口、畠山、道田三氏の顔には陰鬱な氣配がザツトミなぎつた、夫れは川井訓導が國定教科書の修身書を使用せず森鷗外の著はした護持院ヶ原の仇討を机の上に広げ夫を読み乍ら話をやり出した放課十分ほど前まで夫を続けてゐた、これを見た畠山學務課長は憤然色をなして生徒の前に立ち國定の修身書を持参して生徒の調査を始めた「この本はどこまで教はつたか」と生徒に聞き更に其の場で川井訓導に向ひ「未だ修身の教科書は一回もやらぬのか」と詰責したので附近でいてゐた池原同校主事は児童の手前宜ろしくないと見てとり「あちらで

話しますから……」とてその場はそれで打ち切りとなり午後一時から教授の批評会に移つた。

先づ樋口視学委員は、屋ヶ田、勝岡、北城、宮崎、川口五訓導の授業に對して附属小学校は特殊な学校であり、殊に教生指導の任に當る者としては、教授の準備に不備の点があるかと思ふとの批評を加へたが川井訓導の教授の批評に移るや、国定教科書を使用せぬ目的等に涉つて尋ねたので川井訓導は「国定教科書を使用するだけの自信がなかつたからその自信のできるまでの準備として護持院ヶ原の敵討ちを用ゐた」と答へると樋口氏は「君はこの本に対しここまでも責任が持てるか」と追窮した、其の時池原主事が口を入れて、「一般課外読み物に関する研究をした折、郡視学会議にも自分は出席して詳細に事情を知り命令的に部下の者に私も伝達したつもりでゐたが飽まで自分が責任を負ふから訓導の責任は問はないやうに」といふや、樋口氏は「イヤ自分は教授について批評するのである、そんな責任を問ふのではない」といひ、これで樋口氏の批評は終つた。次に畠山学務課長立ち、「自分は素人であるが……」とて怒氣満々の口吻を以て大略次の如き批評を試みた。

「本日は学校の実際を一覧したが、勝岡訓導の級へ入つた時には、生徒だけで自修してゐたので、先生は何處へ行つたかと聞いて見たら、

授業參觀に出かけたといつてゐたが、誠に結構なことである、所が尋四の或る組へ行くと、図画の時間に生徒が数名廊下へ出て教生と一所に画をかいて居り、教師は窓によりか、つて生徒などは少しも構はず、ほつたらかしてゐた、生徒指導の任に当らず、參觀もしないでゐるとは實に怪しからぬものである、下の体操を見ると一時間中フットボーラーのみやられてゐた、かゝる事は県庁と統一が欠けてゐることを有力に物語つてゐるのではないか、また川井訓導の今日の時間は確かに正科であるにも拘はらず、半分怠け教授であつた、あんなことをしてゐるとは許すべからざる事で重大なる国法違反である、川井君は何處までも責任を持つて貰はなければならぬ」

そこで山松女子師範校長は「私として監督不行届を謝す、責任は自分が何處までも負ふ考へを持つてゐるから」とて其の場はそれで終つたが、

松本市内の小学校其の他からも參觀人が百名以上もあつた程で、一時は物凄いやうな場面であつた、

右に就き池原附属主事は語る

「当校は教材の研究、教生指導等を目的とする特殊な学校であるだけ、手厳しい批評があつた訳である、それが或はイロ／＼誤解の種ともなるらしい、併し川井君の考へとしては德育の課目を総合するもの、具体的の教材を子供に与へやうとしてゐるものであつて唯最近あのやうな訓令が出てゐるのだから、兎角の問題が生れるのである。畠山学務課長にしろ、今日はいい學問をしたといはれた位だから、決して怒つたとか、叱つたとかいふものではないかと思ふ。

(3) 『長野県教育史』第十四卷(史料編八)(昭和五十四年三月三十一日、長野県教育史刊行会発行)所収の「三 教員の活動・事件」資料番号41、九六頁。なお、この資料は『長野県史』近代史料編(第九卷 教育)(昭和六十年十月三十一日、長野県史刊行会発行)にも――三五二 大正十三年五月 小学校副教科書・参考書使用上の指導監督につき県移牒(四三六頁)として収録されている。

(4) 『長野県教育史』第四卷(教育課程編二)(昭和五十四年三月三十一日、長野県教育史刊行会発行)に次の記述がある。

大正九年ころより、新聞紙上で「氣分教育」のことばが使われはじめる。「信濃毎日新聞」の「全県下に溢る、教育界の大サボタージュ氣分教育とやらの真相」^{五・正・九}と題する記事では、教員が自分の氣分だけで恣意的に授業をおこなわぬ事実があるとして、非難の意味で使つてゐる。一〇、一一年ころ、岡田忠彦知事もほぼ同義で「氣分教育」の非を難じた攻撃演説をくりかえした。一方、長野師範付属小学校研究学級の実践を報じた『信濃毎日新聞』の記事「教育界の驚異」だと「氣分教育を見た他府県教育者」^{五・正・一〇}にも「氣分教育」のことばが使用され、誤解を恐れた磯貝長野県師範校校長は「新教育」が妥當だ^{五・正・一〇}と後に提案するにいたつてゐる。(三一八頁)

なお、「信濃民報」大正十三年五月十七日(第八〇五一号、二面)の見出し記事に「益々悪化の／氣分教育／修身科を教授せず／下伊那

郡教員の懲戒免職」とあり、同紙の五月二十二日（第八〇五五号、二面）にも「氣分教育を排せ／市小学校には弊風なし／小里松本市長談」とある。

注4に同じ。ただし、三一五頁。

（5）今井信雄『白権』の周辺——信州教育との交流について（昭和五十年九月十日、信濃教育会出版部発行）

（6）古川貞雄編『図説長野県の歴史』（一九八八年三月五日、河出書房新社）所収の「長野の大正デモクラシー」の章に次の記述がある。

大正一〇年に県知事となつた岡田忠彦は、着任早々学校視察を行い、自由主義教育は「氣分教育」と批判し、信濃教育会総会でも長野県は「難治県」であると発言し、問題化した。（中略）画一的でない傾向が強い長野県の教育を是正していこうという意図から、人事異動でも、首席県視学で個性尊重を主張していた三村安治を大町中学校長（現、大町市）に転出させ、首席県視学を学務課長に兼任させた。信濃教育会や、自由主義教育を進めていた教師たちとの対立は深まつていった。（二六五頁）

（8）『松本市教育会百年誌』（非売品）（昭和五九年一二月二四日、松本市教育会発行）所収の「自由主義教育とその弾圧」、四三一～四三三頁。

（9）松本女子師範学校の沿革と矢沢米三郎の教育方針については、『松本市教育百年史』（昭和53年2月20日、松本市教育百年史刊行委員会発行）所載の「松本女子師範学校」に記述されている。（一七九）一八四頁）。

（10）文部省編『学制百年史』（資料編）（昭和四十七年十月一日、帝国地方行政学会発行）所載の「年表」（六一二頁）による。

（11）大正十三年九月七日「信濃毎日新聞」（第一五一六九号、二面）に次の記事が掲載されている。

岡田文相の政策で 教育会動く

教育擁護聯盟例会で
各種の意見続出せん

〔東京電話〕加藤内閣に岡田氏が文相として入閣するや氏の性格を知れ

る教育界では所謂例の岡田式を發揮するだらうと密に氣にして注意を怠らなかつたが其の後此の予想は違はず、学校劇、軍事教練問題等と相次いで現はれ今や其の波紋は全国教育界に及び各方面に動搖を來すに至つたので一橋帝国教育会内教育擁護同盟にては我が国教育界の将来を思ひ等閑に附すべき問題に非ずと為し六日午後五時から例会を催し学校劇、軍事教練、教育思想、教育運動等の各問題に關し意見を交換したが何分にも事は極めて重大な性質を帶びて居るので各種の意見続出し散会を見るは深更に及ぶ模様である。

（12）『長野県歴史人物大事典』（一九八九年七月一六日、郷土出版社（松本市）発行）の記述（一〇九頁）による。

（13）注3に同じ。資料番号四五〇、一〇〇九頁。

（14）『長野県教育史』第十四巻（史料八）所収の大正十三年九月十一日付の西尾実氏から伝田精爾氏宛書簡で、西尾氏は「本日の朝日新聞信濃版に川井君に關し懲戒免職云々の文字あり、これは為したくとも為し得ないことであり、……過大不當の処分を万一一された場合には川井君はあくまで法庭に於て理非を明瞭にする覚悟が必要と思ひます。（中略）「受くべきものは受けるが受く可らざるものは受けない」といふ、又そのためには訴願でも何でもやるといふ毅然たる覚悟が大切と存じます」と記している。

（15）川井訓導の当日の授業について、「信濃教育」第四五六号（大正十三年十月五日、信濃教育会発行）掲載の伝田精爾『視学委員視察当日を顧みて』の中で、伝田主席訓導は次のような「感想」（三一～三二頁）を述べている。

殊に当日最も問題となりましたのは上に記しましたやうに川井君の授業に關してでありますか、同君の取扱つた材料は何人も一読首肯さる如く、純乎たる日本精神を基調とした物語を例話としたものでありまして、この物語の中心人物とも言ふべき一女性「りよ」は誠に我國民の中に流れつある尊い魂の具現でありまして、それをめぐる叔父九郎右衛門の友愛の至情、仲間文吉の義徳的活動、全篇に漲る異常な緊張は人間性の至深至高の境地に澄み入つて、吾等が祖先よりの伝統的精神の如実なる發現に外ならない。これ等の諸要素に依つて成立つ此の物語は、その構想もその表現も、恰も空想的童話の世界に深き憧憬を抱きつつ、一面漸く現実的知識の世界に眼覚めんとし

つつある彼等児童に対し、彼等のうちに内在する道徳的意識の萌芽を成長せしむるためには最も好適せる慈雨であると思ひます。

かかる教材をもつて彼等に最も直接にして自由なる感動を喚起せしめ、その道徳的情操を育みたる後、その感情的内容に更に理性的反省を加へしめ、これによつて、おのづから修身教科書に示されたる徳を悟らしめば、やがては道徳的原理の世界に導き、実践の原動力を与へることにならうかと信じて居ました。そして尚そこに修身教科書と深く結合せしめ得て教科書を最深き教育的意義に生かし得る道であると思ひました。即ち本教材の如きは、當に一面修身書内容に対する一つの準備的出発点であり、同時に又一つの総合的具体化の工夫を暗示するものと思ふのであります。かかる教材が現行教科書を實際使用するに当つて必要な所以は既に文部當路に対しても不完全ながら開陳してある所であり、又教授に当つても常に考慮をめぐらして行きたいと努めて来た所で、單に修身教科書の例話のみを繰返すことの安佚は却つて戒むべきであると思つて参りました。

(16) 信濃教育会編「目でみる信州教育の100年」(昭和62年4月30日、信濃教育会出版部発行)所載の「附属小学校日誌」の写真版(七二三頁)による。同じ貞に川井清一郎氏が教え子と別れの記念写真が掲載されている。

(17) 注4に同じ。ただし、三二三頁。
なお一例として、大正十三年十月三十日付「信濃民報」(第八二〇九号、二面)の見出しを挙げる。

安筑の代表者が集て

昨日教育懇談会

本県から内務部長課長等が出席
両師範校長松本市長も臨席

会議の内容

各代表者より銳鋒続出

小里市長の大巨弾

午前中の懇談中には南安曇郡某校長から(中略)女子師範附属の川井訓導を休職処分にした事は甚当を得ないとして県の態度を攻撃したが是には

内務部長が一々明瞭に答弁

(18) 「西尾実国語教育全集」第十巻(國語教師としての歩み)(昭和五十一年六月二十一日、教育出版刊行)所載の西尾光一編「西尾実年譜」に依る。

(19) 信濃教育会編「信濃教育会九十年史」上(昭和五十二年三月二十日、信濃教育会出版部刊行)、二三二七頁。

(20) 川井訓導の修身の授業のあり方についてのみ記す。篠原助市氏の「どちらも不用意な点があつた」と見る見方を別にすれば、阿部次郎、久保田俊彦、岩波茂雄、長田新諸氏に代表される「修身教授の精神を深く根底から生かさうとする尊敬すべきやり方」(阿部次郎氏)という肯定論が大部分である。

肯定しつつも条件付なのが、沢柳政太郎氏で「鷗外の天保物語を能く活用し得」ていないと言う。和辻哲郎氏も講評の席上での川井氏の不明確な発言を問題にし、「仇討といふものに対する道徳的批判を厳密に加へる事になれば、この種の材料を取扱つていいかどうかはよほど問題になると思ふ」と述べている。

(21) 西尾実氏の発言は「信濃教育」に掲載されているが、のちに「信濃教育と共に」—初期試論集—(昭和三十九年八月二十五日、信濃教育会出版部刊行)に纏められている。その続編は「信濃教育のために」(昭和四十二年十一月十日、信濃教育会出版会)と題されて出版された。

(22) 「唐木順三全集」第十九巻(昭和五十七年十二月二十日、筑摩書房刊行)所収の竹盛天雄氏作製の「唐木順三年譜」(増補改訂)による。五四九、五五四、五五六、五五八、五六一頁。なお、「私の履歴書」「危機に於ける若き教育者の使命」の引用は、この十九巻所収の本文に依つた。

(23) 県の各地で独自の教科書(副読本)が編纂されている。例えば、上伊那郡教育会編「森鷗外鈔」(児童読物 第二巻)(昭和三年一月二十八日、信濃毎日新聞社発行)は「冬の王 左橋甚五郎 護持院ヶ原の仇討 堆事件 安井夫人 山椒大夫 ぢいさんばあさん 高瀬舟 寒山拾得」を収録し、全文を載せている。また、上伊那郡教育会編「森鷗外鈔」(青年読物 第三篇)(昭和十四年十月一日、信濃毎日新聞社発行)は「うた日記」—乃木將軍、石田治作 高瀬舟 安井夫人 護持院ヶ原の敵討 山椒大夫」が収録されてゐる。

附記

(1) 本論考執筆にあたって、本学の教育学担当の西村文男先生を煩わせ、先生の紹介で信州大学教授小俣盛男氏を信州大学教育学部社会科教育研究室にお訪ねをし、資料閲覧に便宜を図つていただきました。さらに、長野県立図書館の司書の方から「信濃民報」の所蔵館について教示を受け、「信濃民報」「信濃日報」閲覧に関し、松本市中央図書館の館長手塚英男氏、主任笛川勝男氏、吉田仁美氏にお世話になりました。ここに記してお札を申し上げます。

(2) 私的なことであるが、本論考と関係があるので以下の事を書いておきたい。私は生前の西尾実氏に父に連れられて二度お会いした。最初は小学校四年生、昭和二十四年（一九四九）夏、諏訪から館山へ帰省する途次、神宮外苑の絵画館横の国立国語研究所であった。野球に熱中していた私は、先生が神宮球場でマッカーサー元帥と一緒に六大学野球を観戦したという話を聞いて、野球の偉い先生だと思った。二度めは先生の死去する一年半ほど前の昭和五十二年（一九七七）秋で、永福町のお宅へ伺った。病臥しておられた先生の枕元に近い右手にノートが三十冊近く並んでいた。恐らく国語教育の実践ノートであつたろうか。この時は偉い国語教育学者だと感得した。今思うと、どちらも正しく先生を見ていない気がしている。国語教育学者の枠に納まらない教育者でないかと考えている。特に若き日の西尾実氏は戦う教育者であつた。本稿の執筆のモティーフはここに胚胎している。

(3) これまた私的なことだが、私は昭和二十年（一九四五）長野県上諏訪の高島国民学校に入学した。戦後の新教育の中で、男女とも運針をやり、刺繡を教わった。それを少しも不自然に思わなかつた。六年生の一学期の「国語」の時間は、先生にねだつて下村湖人の『次郎物語』を読んで貰つた。教科書はやらなかつた。国語の時間の『次郎物語』の印象は今でも残つている。そんな戦後の自由教育は、現在の信濃教育の中に生きているだろうか。△川井訓導事件を書き上げて、切に思う次第である。